

4章. 災害の検証と対策

検証と今後の対策の策定にあたっては、3つの大項目と10の中項目及び18の小項目を設定し、それぞれ項目ごとにワークシートを用いて、宍粟市が実施した被災者アンケートや自治会長アンケート、消防団及び職員の活動記録から意見を抽出し、それぞれ検証・検討を行い、その中から課題を設定し今後の対応策として取りまとめを行いました。

特に平成21年の台風9号による豪雨については、予測不能な「ゲリラ豪雨」とはいえ、行政としての対応は十分であったのか、また、平素からの災害に対する備えは十分であったのかについて市民と行政、関係機関が一体となってそれぞれの立場から真摯に検証を行うなかで今後の取り組むべき課題をあきらかにしました。

この検証を踏まえて、水害の被害を最小限に抑えるためには「自助」・「共助」・「公助」がそれぞれ災害対応力を高め、連携を強化するなかで真に宍粟市が安心・安全で災害に強いまちとなることを目指します。

4-1. 防災体制、関係機関との連携

1. 市の防災体制

(1) 課題

- ・現地対策本部（市民局）の配備体制の強化と、早めの配備に向けた連絡員待機基準の作成が必要です。
- ・的確な被害状況の把握のために、国、県、警察が連携し情報の共有を図ることが必要です。
- ・緊急時の職員配備体制と消防団活動との調整が必要です。
- ・防災意識の高揚をはかるため、日常的な啓発活動の展開が必要です。

(2) 方策

- ・現地対策本部の強化と早期の配備体制のため配備体制の見直しを行うとともに、市独自の連絡員待機基準を作成します。
- ・的確な情報を把握・共有するため、国・県・警察との連携に努め情報ネットワークの構築に努めます。
- ・防災体制の確立のため、消防団に所属する一部職員について、災害対策本部への優先配備を消防団と調整します。
- ・防災意識の高揚に向けた各種の啓発活動を積極的に展開します。

(3) 主な事業

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
職員配備計画の見直し	職員配備体制について市民局（現地対策本部）配備を強化する方向で見直す。	市	実施済
災害別配備計画の検討	職員配備について風水害等と地震災害との別配備について検討する。	市	H22
連絡員待機独自基準の策定	早期配備に向けた、連絡員待機の独自基準を定める。	市	H22 実施済
職員配備と消防団との調整	消防団に属する職員のうち、一部について災害対策本部業務を優先できるように消防団と調整する。	市	H22 実施済
情報伝達訓練の実施	情報伝達及び配備訓練と併せて災害時の業務シミュレーションを定期的実施する。	市	H22～
災害対策本部業務の点検	より効率的な配備に向けた災害対策本部各班の詳細業務の洗い出しを行う。	市	H22 実施済
国・県・警察との連携による的確な情報ネットワークの構築	的確な情報把握のため、国・県・警察機関との情報ネットワークを構築する。	市・国・県・警察	H22～
ハザードマップの啓発	各種会合や出前講座等の機会を活用し、ハザードマップの啓発に努める。	市	H22～
利用しやすいハザードマップの検討	現在のハザードマップでは利用しにくい状況にある。利用しやすいものを検討する。（国交省：捨てられないハザードマップ～社会実験実施）	国・市	H22～
ひょうご防災ネットへの加入促進	市民へのひょうご防災ネットへの登録を促進する。	市	H21～
広報等による防災意識の啓発	広報、HP、しーたん通信、しそチャンネル等を活用し、市民の防災意識の高揚を図る。	市	H21～
市防災センター事業「防災フェア」等への参加促進啓発	毎年9月に開催する「防災フェア」等を活用し、市民に対する防災意識の啓発を図る。	市	H22～

2. 地域防災体制・活動

(1) 課題

- ・災害時には、自主防災組織（自治会）と消防団との連携を強化し、役割分担を明確にする必要があります。
- ・消防団の出動基準を明確にし、統一的な指示について検討する必要があります。
- ・災害時に機能する自主防災組織の確立に向けた日常的な取り組みが必要です。

(2) 方策

- ・平時より自主防災組織と消防団が連携し、避難訓練等を行うなかで役割分担について明確にしておきます。
- ・消防団の出動基準を明確にするなかで指示命令系統の明確化をはかります。
- ・災害時に機能する自主防災組織を目指して、平時から避難等各種訓練や高齢者等要援護者の把握に努めます。
- ・防災に関する意識の高揚と知識の習得に向けた啓発活動や自主防災組織を中心とする学習会の実施を促進します。

(3) 主な事業

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
まるごとまちごとハザードマップ事業	国土交通省が社会実験として、一宮町曲里、閩賀地区において実績浸水深等を示す標識を設置し、防災意識の向上を図る。	国・市	H22
消防団出動基準の明確化	消防団の出動基準を明確にし、統一的な指示について検討する。	消防団 市	H22～
自主防災組織緊急育成支援事業の拡充	自主防災組織の災害資機材整備を促進するため、緊急育成支援事業の拡充を図る。	市 自主防災組織	H22～H24
自主避難訓練の実施	自主防災組織による自主避難訓練の実施に取り組む。	自主防災組織	H22～
出前講座の実施	出前講座「しそふれあいミーティング」を実施し、市民の防災意識の高揚を図る。	自治会 自主防災組織	H21～

3. 防災関係機関の情報共有

(1) 課題

- ・災害対策本部が迅速かつ正確な被害情報の把握に向けた関係機関とのネットワークの構築が必要です。
- ・市民への迅速かつ正確な情報伝達手段の整備が必要です。
- ・水位、雨量等の観測点が無い場所の情報入手手段の補完が必要です。

(2) 方策

- ・自主防災組織と現地対策本部、消防出張所との情報伝達手段を構築します。
- ・自治会長へのメール・ファックスによる情報伝達手段の構築と市民への情報伝達手段を構築します。
- ・新たに雨量計を設置し、雨量及び水位情報をホームページから発信します。

(3) 主な事業

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
消防団への連絡方法の確立	防災行政無線を持たない消防団への連絡方法を確立する。(携帯メール、しーたん通信等)	市	H22～
災害対策本部と自主防災組織との連絡体制整備	自主防災組織に連絡員を設置し、災害時に自主防災組織と災害対策本部が緊密な情報共有を図る。	市 自主防災組織	H22～
自主防災組織における情報伝達訓練の実施	自主防災組織による災害情報の収集と住民伝達訓練を実施し、災害時に速やかな対応ができる伝達体制を構築する。	自主防災組織	H22～
簡易雨量計設置による雨量情報の収集	簡易雨量計を市内に設置し、雨量情報の収集を図る。	市 協力市民	H22
携帯難視聴エリアへの衛星電話の導入	災害時に情報孤立化しないよう、携帯電話がつながりにくいエリアにおいては、衛星電話を導入する。	市	H22 実施済
河川水位定点観測ポイントの設置による水位情報の収集	市内河川危険箇所水位定点観測ポイントを設置し、水位情報の収集を図る。	市	H22 実施済

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
雨量計の設置	新たに雨量計を設置して、水位情報をホームページから発信する。	県・市	H22～H23
水位計及び監視カメラの設置	一宮町福知地区において兵庫県が水位計及び監視カメラを設置し、情報を住民にも提供するシステムを構築する。	県	H22

4. 広域応援体制

(1) 課題

- ・災害ゴミ対策にかかる他市町よりのパッカー車等の支援に対する受入態勢の整備が必要です。
- ・被災家屋等に対する迅速な調査が必要です。
- ・応急対応として建設業組合等との災害応援協定の締結が必要です。

(2) 方策

- ・災害ゴミの対応として、集積場所の選定や搬出方法についてあらかじめ検討をしておきます。
- ・他市町への派遣も視野に入れ、被害家屋調査員養成講習に積極的に参加し、調査員の拡充を図ります。
- ・建設業組合等地元業者との災害応援協定を締結します。

(3) 主な事業

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
建設業組合等との応援協定の締結	地震、風水害その他の災害が発生した際には、緊急対策として、協定に基づき、機械及び労力の提供を受け、速やかな応急対策にあたる。	市、宍粟防災組合、宍粟市測量・設計災害対策協力会	H22 実施済
災害ゴミ処理体制の整備	災害ゴミに対する、集積と搬送等の処理体制を整備する。	市	H22～
家屋被害調査員の養成	災害時に迅速に家屋被害調査に対応し、他市町の災害に対しても派遣できるよう、家屋被害状況調査員講習を積極的に職員に受講させる。	市	毎年受講

5. 支援拠点の運営

(1) 課題

- ・支援制度の内容、対象、支援額と市費の負担額は適正であったか検証が必要です。
- ・救援物資の受入体制の整備と現地対策本部と情報の共有を図り、必要な物資の配布等が必要です。

(2) 方策

- ・支援制度について、内容、対象及び補助率等の検証を行い、より利用しやすい制度を検討します。
- ・救援物資の受入及び管理体制を整備し、現地対策本部との情報の共有化を図ります。

(3) 主な事業

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
支援制度の検証	市独自に創設した支援制度について、内容、対象、補助率等を検証し、被災者が利用しやすい制度を検討する。	市	H22
救援物資の受入及び在庫管理	救援物資の受入及び在庫管理体制を確立する。	市	H22～

4-2. 災害情報の伝達、避難の実施等

1. 避難の基準

(1) 課題

- ・高齢者等、要援護者の避難に向けた避難準備情報の提供や、適時適切な避難勧告等、避難情報の発令が必要です。
- ・自主避難に向けた自主防災組織ごとの基準の作成が必要です。

(2) 方策

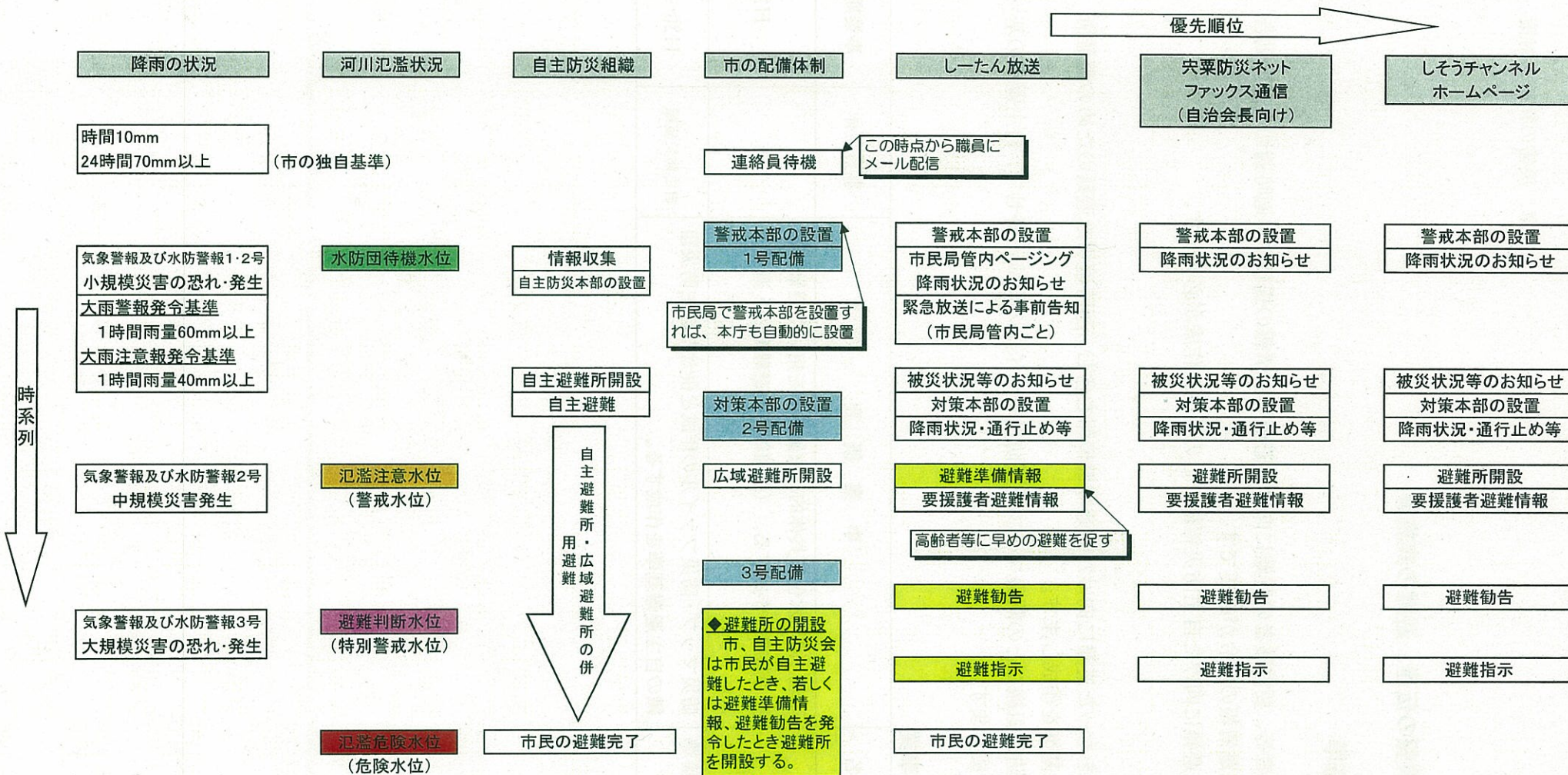
- ・余裕をもった避難に向けた避難準備情報を含む、適時適切な避難のための避難情報発令基準を作成します。
- ・自主防災組織ごとの防災マップ及び防災ファイルの作成と併せて、自主避難の基準を作成します。

(3) 主な事業

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
避難情報の発令基準の作成	雨量、河川水位等具体的な数値基準を用いた避難情報発令基準を作成する。(避難準備・避難勧告・避難指示)	市	H22
自主避難基準の作成	防災マップ・防災ファイルの作成と併せた自主防災組織の自主避難基準を作成する。	自主防災組織	H20～23

風水害の対応基準

平成22年7月6日：宍粟市企画部



◆市配備の目安
 連絡員待機：県からの指令及び市独自の降雨基準に達したとき
 1号配備：水防指令及び警報が発令、水防団待機水位を超えると見込まれるとき
 2号配備：水防指令2号が発令され、又は氾濫注意水位を超えると見込まれるとき

1号配備：少数の職員
(幹部職員等)
 2号配備：職員の半数
 3号配備：全職員

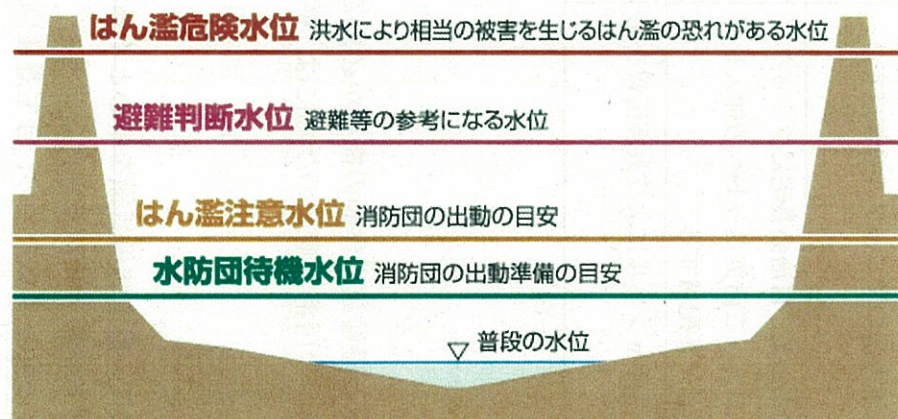
◆避難勧告等の発令の目安
 避難準備情報：氾濫注意水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれるとき
 避難勧告：避難判断水位をに到達し、更に水位の上昇が見込まれるとき
 避難指示：氾濫危険水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれるとき

※ 消防団について、この基準の中で位置付けを明確化するよう提言を頂いたが、今後、団の中で協議をされた後、整理をすることとします。

河川の水位情報

避難情報は天気予報（大雨洪水警報などの気象情報）と河川の水位をもとに発表されますが、河川の水位自体もインターネット等を通じて随時公表されています。

宍粟市および周辺地域の河川に設置されている水位観測所では、基準となる水位は表のように設定されています。

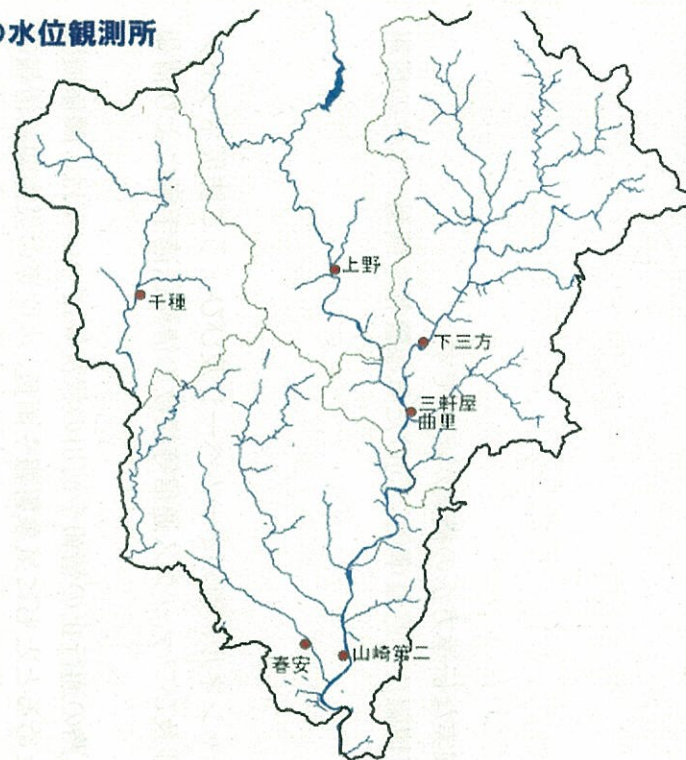


川の防災情報

<http://www.river.go.jp/>

<http://i.river.go.jp/>（携帯電話用）

■宍粟市内の水位観測所



河川名	揖保川	揖保川	揖保川	揖保川	菅野川	引原川	千種川	千種川	志文川
水位観測所	山崎第二	下三方	曲里	三軒家	春安	上野	千種	上三河(佐用町)	三日月(佐用町)
計画高水位	5.23m	-	-	-	-	-	-	-	-
はん濫危険水位	4.30m	-	-	-	1.85m	-	2.80m	3.70m	2.40m
避難判断水位	4.00m	-	-	3.20m	1.70m	-	2.00m	2.50m	1.80m
はん濫注意水位	3.60m	3.00m	3.00m	3.00m	1.50m	2.80m	1.60m	2.10m	1.60m
水防団待機水位	2.30m	2.00m	2.00m	2.00m	1.20m	2.00m	1.10m	1.50m	1.10m

2. 避難情報の伝達

(1) 課題

- ・避難情報等緊急放送の確実な伝達方法の構築が必要です。
- ・被害状況を含め災害関連情報及び避難準備に向けた気象警報や雨量、水位の情報提供が必要です。

(2) 方策

- ・しーたん通信、しそうチャンネル、市のホームページ及びひょうご防災ネットメールや自治会長へのメール及びファックス通信等複数の情報伝達手段により情報提供を行います。
- ・国道、県道、市道など道路の通行止の情報や河川の状況等については、関係機関と連携して情報提供につとめるとともに気象警報や雨量、水位等の災害関連情報の提供についても行います。

(3) 主な事業

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
避難情報の伝達マニュアルの作成	避難情報発令時の伝達方法のマニュアルを作成する。	市	H22
防災ファックス・防災メールの整備	災害情報の伝達方法として、自治会長宅にファックスを設置する。また、ひょうご防災ネットへの加入を促進し、災害情報等をメール配信する。	市 自主防災組織	H21～
災害情報の発信	しーたん通信、しそうチャンネルにより災害情報を発信する。	市	H22

3. 避難の実施

(1) 課題

- ・避難所までの安全な経路確保と避難誘導體制の構築が必要です。
- ・防災意識の高揚と有事の迅速かつ円滑な避難のためには、平時からの避難訓練の実施が必要です。

(2) 方策

- ・安全な避難経路の確保のために、自主防災組織を中心とする防災マップの作成や的確な避難誘導のための要援護者台帳の作成を促進します。
- ・災害時の迅速かつ円滑な避難を実施するための、自主避難訓練の実施を促進しま

す。

(3) 主な事業

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
自主防災活動促進事業	自主防災組織ごとに防災マップ、防災ファイルを作成し、住民相互の災害情報共有を図り、災害に対する備えを日頃から行う。	市 自主防災組織	H20～
災害種別に応じた自主防災組織の避難訓練	災害種別に応じた避難訓練を実施する。	自主防災組織	H22～

4. 避難所の設置運営

(1) 課題

- ・現在、指定している広域避難所について、浸水、土砂災害、耐震等の観点から避難所としての適否について点検・見直しが必要です。
- ・避難所開設の時期と体制、担当職員の配備等、避難所運営マニュアルの作成が必要です。
- ・高齢者や要援護者に対応する福祉避難所の設置についての検討が必要です。

(2) 方策

- ・広域避難所について、浸水、土砂災害、耐震等総合的に避難所としての適否について点検・見直しを実施します。
- ・広域避難所担当職員を配備し、有事の迅速な避難所開設につとめるとともに円滑な避難所運営のためのマニュアルを作成します。
- ・特別養護老人ホーム等福祉施設との連携を図りながら、高齢者や要援護者の避難に対応する福祉避難所の設置について検討します。

(3) 主な事業

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
広域避難所の見直し	市内全域の広域避難所を再点検し、避難所としての適否を判断する。	市	H22
広域避難所開設基準の策定及び担当職員の配備	広域避難所開設基準を策定し、開設担当職員を割り当て、避難所の鍵を保管させる。市民局にも合鍵を保管する。	市	H22 実施済
避難所運営マニュアルの作成	避難所運営マニュアルを作成する。	市 学校	H22
広域避難所への情報伝達	広域避難所への情報伝達方法として、しーたん通信を設置する。	市	H20～
広域避難所用災害備蓄品の点検・充実	広域避難所用災害備蓄品の点検と充実を図る。	市	H22～
福祉避難所の検討	特別養護老人ホームなど福祉施設との連携により、要援護者の避難支援の方策を検討する。	市 福祉施設等 事業者	H22～
災害時要援護者支援マニュアルの作成	災害時における要援護者支援マニュアルを作成する。	市	H22～H23

4-3. 被災者支援・災害ボランティア等に関すること

1. 災害ボランティアの支援体制、ニーズの把握、募集、活動支援

(1) 課題

- ・災害時にはボランティアの存在が大きな支援になるため、平時からボランティア意識の向上をはかる必要があります。
- ・ボランティアの募集、受け入れ及びボランティアニーズの把握等ボランティアに関する総合対応を行うボランティアセンターの設置等について検討する必要があります。

(2) 方策

- ・社会福祉協議会と連携するなかでボランティアセンターの設置について検討します。
- ・社会福祉協議会と連携し、日常的なボランティア意識の高揚に向けた取り組みを推進します。

(3) 主な事業

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
社会福祉協議会との連携体制の構築	ボランティアの受け入れ及び要援護者支援等も視野に入れ、社会福祉協議会との連携体制を構築する。	市	H22～
市内自治会相互のボランティア協力体制の構築	災害時における市内自治会相互のボランティア協力体制を構築する。	市 自治会	H22